

公 告

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 小澤 亮佑

下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

- 1 入札に付する事項：(1) 件 名：障害木伐採等整備
(2) 履行期限：令和9年3月31日
(3) 履行場所：航空自衛隊小松基地
- 2 競争参加資格：(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 全省庁統一参加資格で「役務の提供等」のD等級以上に認定された東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
(3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 3 契約条項を示す場所：航空自衛隊小松基地会計隊契約班
- 4 入 札 場 所：航空自衛隊小松基地基地業務群会計隊入札室
(当日の状況により、入札会場が変更になる場合があります。)
- 5 入 札 日 時：令和8年8月28日 13時30分
- 6 保 証 金：(1) 入札保証金……予決令第77条第2号により免除
(2) 契約保証金……予決令第100条の3第3号により免除
(3) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- 7 入 札 の 無 効：2の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。
- 8 入 札 方 法：落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 9 契約書等作成の要否：要
- 10 決 定 方 法：総額
- 11 契 約 方 法：確定
- 12 郵便入札の可否：許
郵便入札を希望する者は担当へ連絡のうえ、令和8年8月27日 17時までに小松基地会計隊に必着のこと。
(入札書は入札件名を記入した内封筒に入れ、外封筒に同封して郵送願います。)
なお、1回目の入札が不調となった場合は、2回目以降の入札では「辞退」扱いになりますのでご了承ください。
- 13 説 明 会：無
- 14 受 付 付：入札に参加を希望される方は、下記へ連絡をお願いします。
連絡先：会計隊契約班 担当：佐嶋
電話番号 0761-22-2101 (内線239)

入 札 書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承諾の上、下記のとおり提出します。

令和8年8月28日

契約担当官	住	所
航空自衛隊第6航空団	会	社
会計隊長 小澤 亮佑	殿	名
	代	表
	者	名
	代	理
	人	

入 札 金 額 ￥ (税抜)

履 行 期 限		令和9年3月31日		履 行 場 所		航空自衛隊小松基地	
品 名 （ 件 名 ）		規格	同等 品 区 分	入 札			
				単 位	数 量	単 価	金 額
障害木伐採等整備		仕様書のとおり		式	1		
		ー以下余白ー					
備 考		入札金額は税抜金額を記入					

備考

委 任 状

当社は、
を代理人と定め、下記の入札並びに
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件 名 障害木伐採等整備

令和8年8月28日

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 小澤 亮佑 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

仕 様 書

1 役務件名

障害木伐採等整備

2 履行場所

航空自衛隊小松基地

3 役務概要

基地西地区の雑木林（約 30,300 m²）の整備

- (1) 敷地全域の下草刈り（手刈り）
- (2) 松以外の樹木の伐採及び玉切り（倒木含む）
- (3) 枯れ松及び松の生育を阻害している松の剪定及び伐採（玉切り含む）
- (4) 伐採木及び倒木の集積
- (5) 伐採集積木の材積表の作成及び提出

4 規格及び数量

内 容	規 格 等	数 量	図面番号
下草刈り	約 30,300 m ²	1 式	1/1
伐採及び玉切り（2 m）	松の育成に障害となる樹木	1 式	1/1
集積	伐採木及び倒木	1 式	1/1
材積表の作成	伐採木及び倒木	1 式	1/1

5 基地内共通事項及び一般共通事項

令和 8 年度施設工事及び施設役務に係る共通事項による。

6 特記事項

- (1) 本役務で使用する資器材消耗品等は、契約相手方が準備するものとする。
- (2) 履行場所の樹木の繁茂状況や地形の不陸、勾配及び高低差等を現地にて確認し、本役務で使用する資器材等を選定すること。
- (3) 松以外の樹木は全て伐採をする。また、枯れ松及び健全な松の生育を阻害する松の剪定及び伐採をする。
- (4) 松を剪定及び伐採をする必要がある場合、その都度、監督官と協議の上、実施するものとする。

- (5) 下草刈りにおいて、植栽された松を刈ることのないように行う。また、ハンドガイド式草刈機等を用いて草は細かく粉砕するものとする。
- (6) 伐採する樹木及び倒木は、幹周及び樹高を測定し枝条を含めた材積を求め、樹種と共に記載した材積表を作成して提出するものとする。材積表の様式は請負者様式とするが、監督官の了承を得るものとする。
- (7) 伐採木及び倒木の玉切り長さは2 m程度とする。
- (8) 伐採木及び倒木の集積は、道路側に数か所に分けて集積するものとし、細部については監督官と協議の上、実施する。

